**部会の設置（案）**

資料　２

「大阪における今後の住宅まちづくり政策のあり方について（答申）」を踏まえ、「住まうビジョン・大阪」の改定や関連計画の策定・推進のため、以下のとおり個別計画等に関する部会を新たに設置し、住宅及びまちづくりに関する調査審議の体制を再編する。

<設置部会>

① 居住安定確保計画推進部会

② 耐震改修促進計画推進部会

**（参考）大阪府住宅まちづくり審議会、部会と主な審議事項**

**大阪府住宅まちづくり審議会**　　　　　　　　　　　　　　　　 　　【住宅まちづくり総務課】

* 住宅及びまちづくりについての重要事項の調査審議に関すること

住生活基本法第十七条第一項の規定による「大阪府住生活基本計画」の策定・推進

**耐震改修促進計画推進部会**　　　　　　　　　　　　　　 　　　【建築防災課】

* 建築物の耐震改修の促進に関する法律第５条第１項の規定による「大阪府耐震改修促進計画」の策定及びその推進に関すること

**居住安定確保計画推進部会**　　　　　　　　　　　　　 　【都市居住課】

* 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第５条第１項の規定による「大阪府賃貸住宅供給促進計画」並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律第４条第１項の規定による「大阪府高齢者居住安定確保計画」の策定及びその推進に関すること

**政策検討部会**（５年ごとに開催）　　　　　　　　　　【住宅まちづくり総務課】

* 住生活基本法第十七条第一項の規定による「大阪府住生活基本計画」の策定に関すること

**《凡例》**

・　　　　　は新設の部会　　　・　　　　　は既設の部会

・　下線部　は部会の専決事項　・【　　　】 は事務局

**■ 部会運営要領**

**① 居住安定確保計画推進部会**

大阪府住宅まちづくり審議会居住安定確保計画推進部会運営要領（案）

第１　趣　旨

大阪府住宅まちづくり審議会規則（昭和48年大阪府規則第66号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第５条第１項の規定による「大阪府賃貸住宅供給促進計画」並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律第４条第１項の規定による「大阪府高齢者居住安定確保計画」の策定及びその推進についての調査審議を行うため、大阪府住宅まちづくり審議会に居住安定確保計画推進部会（以下「部会」という。）を置く。

第２　組　織

　　（１）部会は、規則第６条第２項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）で組織する。

　　　　①　規則第２条第２項に規定する委員　　　　2人程度

　　　　②　規則第３条第２項に規定する専門委員　　2人程度

　　（２）部会に部会長を置く。部会長は、規則第６条第３項の規定により会長が指名する。

　　（３）部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第３　会　議

　　（１）部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

　　（２）部会は、これに属する委員等の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

　　（３）部会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

　　（４）部会長は会議に必要があると認めるときは、参考人を会議に招集し、意見を聴取することができる。

　　（５）部会の決議は、規則第６条第５項に定めるところにより、審議会の決議とする。

第４　補　則

　　この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附　則

この要領は、令和　年　月　日から施行する。

**② 耐震改修促進計画推進部会**

大阪府住宅まちづくり審議会耐震改修促進計画推進部会運営要領（案）

第１　趣　旨

大阪府住宅まちづくり審議会規則（昭和48年大阪府規則第66号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定により、建築物の耐震改修の促進に関する法律第５条第１項の規定による「大阪府耐震改修促進計画」の策定及びその推進についての調査審議を行うため、大阪府住宅まちづくり審議会に耐震改修促進計画推進部会（以下「部会」という。）を置く。

第２　組　織

　　（１）部会は、規則第６条第２項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）で組織する。

　　　　①　規則第２条第２項に規定する委員　　　　2人程度

　　　　②　規則第３条第２項に規定する専門委員　　2人程度

　　（２）部会に部会長を置く。部会長は、規則第６条第３項の規定により会長が指名する。

　　（３）部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第３　会　議

　　（１）部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

　　（２）部会は、これに属する委員等の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

　　（３）部会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

　　（４）部会長は会議に必要があると認めるときは、参考人を会議に招集し、意見を聴取することができる。

　　（５）部会の決議は、規則第６条第５項に定めるところにより、審議会の決議とする。

第４　補　則

　　この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附　則

この要領は、令和　年　月　日から施行する。